

府中市立小柳小学校 いじめ防止基本方針

1 指導の徹底

「いじめはどのような理由があっても許さない」という指導を徹底し、児童全員が共通理解できるようにする。

2 道徳教育 5回

そのことを踏まえたいじめに関する道徳の授業を年間5回実施する。

3 チームで指導

困ったことが起きた時には、副担任を含めた学年の教員や他の教員にいつでも相談できるよう指導する。

4 傾聴

トラブルが起きた時には子供の話を傾聴し、起こった出来事について指導する。

5 週案と学年会

トラブルは必ず週案に記載し、学年会でも共有する。

6 トラブルの共有

気になるトラブルについては、管理職と生活指導主幹に報告し、迅速に解決するとともに、生活指導夕会で全体に共有する。

7 いじめ対策委員会

定期的に「いじめ対策委員会（管理職、主幹教諭、養護教諭、当該学年、専科主任、SC）」を開き、いじめ解決に向けて迅速に動くとともに、全体に周知して再発防止に努める。